

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		生涯学習総合センター使用料の減免、還付
根拠条例・規則等名		さいたま市公民館条例、さいたま市公民館条例施行規則、さいたま市立生涯学習総合センター使用料減免取扱要綱
条 項		(条例) 第 15 条、第 16 条 (施行規則) 第 12 条、第 13 条 (要綱) 第 2 条、第 3 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習総合センター (電話 : 048-643-5651)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>【減免の基準】</p> <p>(1) 市が主催又は共催する行事に利用する場合 100 分の 100</p> <p>(2) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 委員会 が定める割合</p> <p>【還付の基準】</p> <p>未設定。</p> <p>生涯学習総合センターを利用する団体は、減免基準に該当して いるため、全て 100 分の 100 の減免をおこなっている。 過去においても還付の申請はなく、審査基準等を設定するこ とが困難であるため。</p>
	設定等年月日	平成 1 6 年 5 月 1 日設定 平成 2 7 年 1 月 5 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	1 週間
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		